

委託番号	7306
契約形態	業務委託

業務委託仕様書

- 1 件名 高架水槽等保守点検・清掃業務委託（小学校）
- 2 履行期間 令和6年(2024年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで
- 3 履行場所 市内小学校（別添資料1参照）
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容 別紙のとおり
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
 - (2) 契約締結後の問合せ先
草加市教育委員会 学校施設課 担当 三橋
電話048（922）2643（直通）

業務委託内容

市内小学校の高架水槽・受水槽・加圧給水ポンプ保守点検及び清掃等は、この内容に従って実施するものとする。

全ての業務は、水道法等の関係法令に基づき実施するものとする。

【点検回数】

- (1) 保守点検（高架水槽・受水槽） 毎月1回
- (2) 加圧給水ポンプ保守点検（11校） 年1回（原則夏休み期間中）

※ 毎月の保守点検時に、緊急給水栓ある受水槽（別添資料1参照）については、緊急給水栓の通水確認を行うこと。

【清掃回数】

- ・高架水槽・受水槽 年1回（原則夏休み期間中）

【点検施設・数量及び範囲・方法】

- (1) 保守点検（高架水槽・受水槽） 別添資料1及び2のとおり
- (2) 加圧給水ポンプ保守点検（11校） 別添資料4のとおり

※加圧給水ポンプ保守点検は、別添資料4に示す製造メーカーで行うこと。

【清掃施設・数量及び範囲・方法】

- ・高架水槽・受水槽 別添資料1及び3のとおり

【作業時間】

- ・作業は、平日AM9：00～PM4：00を原則とする。

【作業従事者】

- ・正規の従業員であり、設備機器等に精通し保健所等の検便結果が良であり、市の承認を得た者であること。

【安全対策】

- ・作業は、安全対策を十分施し、複数人で作業にあたること。

【緊急時の措置】

- ・地震、大雨等水質に影響を与える恐れのある事態が発生したときは、早急に点検等を行うものとする。
- ・作業中、設備に異常が認められたとき又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の措置を行うとともに市に連絡し、その指示に従い復旧に努めなければならない。

【負担区分】

- ・作業に必要な工具類、測定器具、消耗品及び報告用紙は、受注者の負担とする。また、軽微な修理についても同様とする。

【消耗品等の常備】

- ・作業上必要な潤滑油、グリス、ウエス、滅菌剤、測定器具及び清掃用具等を常備しておくものとする。

【作業計画書】

- ・作業に先立ち、作業計画書を作成し市担当者の承認を得ること。（作成に際し、学校管理者とよく打ち合わせを行うこと。）
- ・作業計画書には、作業内容及び手順、作業班及び作業班の監督者、使用機器、日程表等を明示すること。
- ・作業計画書を1部作成し、発注者へ提出すること。

【提出書類】

- ・作業に先立ち、次のものを提出すること。
 - (1) 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し
 - (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定による講習会の修了証書の写し
 - (3) 検便結果の写し
 - (4) 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと）
 - (5) 作業計画書

【報告書の提出】

・点検等終了後、報告書として次のものを提出すること。

- (1) 高架水槽・受水槽保守点検報告書（毎月終了時） 1部
- (2) 高架水槽・受水槽清掃報告書（清掃終了時） 2部（各学校に一部提出）
- (3) 加圧給水ポンプ保守点検報告書（点検終了時） 1部

※ 高架水槽・受水槽清掃報告書は、清掃前後の対比写真を添付すること。

なお、写真内に日付、場所を明示すること。

※ 報告書は、必ず学校管理者確認押印または署名のうえ作業責任者が持参し、内容について説明すること。

なお、不備不良箇所が存する場合は、位置が判断できる図面、状況写真及び改修概算工事費を必ず提出すること。

※ 加圧給水ポンプ保守点検報告書は、別添資料4に示す製造メーカーで作成したものを提出すること。（作業員名記載のこと）

(別添資料1)

高架水槽・受水槽 点検施設と数量 (小学校)

学校名	設置場所 ・受水槽：受 ・高架水槽：高	受水槽			高架水槽		緊急給 水栓の 有無
		容量(t)	材料	設置方法	容量(t)	材料	
草加小学校	受：C棟北側 高：B棟屋上	30	FRP	地上	8	FRP	○
高砂小学校	受：C棟西側 高：—	33	SUS	地上	—	—	○
新田小学校	受：屋内運動場北側 高：—	3	SUS	地上	—	—	○
	受：B棟北側 高：—	21	SUS	地上	—	—	○
谷塚小学校	受：特別教室棟北側 高：—	19.2	SUS	地上	—	—	○
栄小学校	受：屋内運動場南側 高：—	10.5	鋼板	地上	—	—	○
川柳小学校	受：C棟北側 高：C棟屋上	11.4	鋼板	地上	4.5	鋼板	○
瀬崎小学校	受：C棟北側 高：C棟屋上	62.5	FRP	地上	6	FRP	○
西町小学校	受：A棟北側 高：—	14	FRP	地上	—	—	○
新里小学校	受：B棟北側 高：B棟屋上	40	FRP	地上	12.5	FRP	○
花栗南小学校	受：B棟北側 高：B棟屋上	26.3	SUS	地上	15	FRP	○
八幡小学校	受：A-1棟北側 高：—	30	鋼板	地上	—	—	○
新栄小学校	受：B棟北側 高：—	18	鋼板	地上	—	—	○
清門小学校	受：A棟北側 高：A棟屋上	45	FRP	地上	15	FRP	○
稲荷小学校	受：A棟北側 高：A棟屋上	45	FRP	地上	15	FRP	○
氷川小学校	受：B棟北側 高：A棟屋上	63	FRP	地上	20	SUS	○

八幡北小学校	受：A-1棟北側 高：—	60	FRP	地上	—	—	○
長栄小学校 ※1	受：— 高：—	—	—	—	—	—	—
青柳小学校	受：A棟西側 高：A棟屋上	42	FRP	地上	12	FRP	○
小山小学校	受：屋内運動場西側 高：B棟屋上	60	FRP	地上	16	FRP	○
両新田小学校	受：A棟北側 高：A棟屋上	60	FRP	地上	16	FRP	○
松原小学校	受：プール棟東側 高：—	15	鋼板	地上	—	—	○

※1 長栄小学校受水槽については、新田中学校とペアスクールのため、新田中学校側に設置あり。

高架水槽・受水槽 保守点検範囲

毎月の保守点検は、次の範囲で点検することとする。

1 電気自動制御装置系統

- (1) 装置の作動点検
- (2) 電圧計指示値点検
- (3) 負荷電流指示値点検
- (4) 満・減水警報装置作動点検
- (5) 端子類の締め付け状況点検
- (6) 絶縁抵抗の測定
- (7) 電磁開閉器の振動、異常音の点検
- (8) 表示ランプの確認及び交換

2 揚水ポンプ系統

- (1) 揚水ポンプグラウンド部の点検及び調整
- (2) 揚水ポンプの振動、異常音、発熱の点検
- (3) 揚水ポンプ軸受部の点検及び注油補給
- (4) 揚水ポンプ圧力計指示値点検
- (5) 揚水ポンプのチャッキバルブ点検
- (6) 潤滑油類の注油状況点検及び補給
- (7) ポンプ、モーター、バルブ等の清掃

3 配管系統

- (1) バルブ類の漏水及び状況点検、清掃
- (2) 支持金物の脱落、緩みの点検
- (3) 保温被覆の状況点検
- (4) 塗装部のはく離、腐食の点検
- (5) 各管防虫網の状況点検

4 高架水槽・受水槽系統

- (1) ボールタップの作動状況点検
- (2) フードバルブの作動状況点検

- (3) 電極棒及び電極棒保持器の作動状況点検
- (4) 水槽、各バルブ類及び接合部の漏水点検（受水槽災害用水栓及びバルブ含む）
- (5) 槽内底部内壁の異物混入及び汚れ状況点検
- (6) マンホールの防水、防錆及び施錠状況点検
- (7) 槽外部の巡視点検（清掃状況他）
- (8) 槽内外塗装の状況点検
- (9) 滅菌装置の作動状況点検

5 水質検査その他

- (1) 残留塩素の測定（受水槽、給水栓末端）
- (2) 給水栓末端における検査（水の色、味、臭い、濁り）
- (3) 各所施錠の有無点検
- (4) ポンプ室内の整理整頓、点検及び清掃

高架水槽・受水槽 清掃範囲と方法

1 清掃の範囲

- (1) 高架水槽・受水槽本体とそれに付帯する部分
- (2) 水槽壁面及び低部の清掃
- (3) サクションパイプ、フードバルブ、ステップ、ボールタップ、マンホール、電極棒、水中ポンプ、露出管等の清掃
- (4) 給水施設の点検

2 清掃の方法

- (1) 槽内使用器具の滅菌消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度50PPM以上）
- (2) 清掃前の給水栓における残留塩素の測定
- (3) 清掃前の受水槽内における残留塩素の測定
- (4) 受水槽への給水制水弁を閉鎖する。
- (5) 受水槽の水はポンプにより高架水槽へ汲み上げ、高架水槽から屋上の雨水用排水口を通して排水する。
- (6) 給水ポンプの電源を切る。
- (7) 受水槽の残水を可及的速やかに可搬式残水処理機又は貯水槽清掃専用バキュームによって完全に排水する。
- (8) 受水槽本体、槽内のボールタップ、電極棒、フードバルブ、サクションパイプ、ポンプ等の汚れを清掃する。
- (9) 清掃時の残水を可搬式残水処理機又は貯水槽清掃専用バキューム及びウエス等によって排除する。
- (10) 槽内を次亜塩素酸ナトリウム（濃度50PPM以上）によって滅菌消毒を2回行う。（厚生省告示及び維持管理要領による）
- (11) 高架水槽について清掃を行う。槽内のボールタップ、電極棒等の汚れを清掃する。
- (12) 諸機器（揚水ポンプ、サクションパイプ、フードバルブ、ボールタップ、バルブ、電極棒等）の作動状況を確認する。
- (13) 受水槽へ充水を行い滅菌消毒後の給水栓における色度、濁度、遊離残留塩素（1.0PPM以上）等の水質検査を行う。

(別添資料4)

加圧給水ポンプ 点検施設 (小学校)

学 校 名	メーカー名	型 式	用途	設置場所
高砂小学校	荏原テクノサーブ(株)	40BNGMD3.7A	上水	受水槽ポンプ室
	荏原テクノサーブ(株)	50BNEMD5.5A	中水	1階ポンプ室
新田小学校	(株)川本製作所	KF2-65P3.7	上水	B棟受水槽 ポンプ室
	(株)川本製作所	KF2-40P1.1	上水	C棟受水槽 ポンプ室
谷塚小学校	荏原テクノサーブ(株)	40BNGMD2.2A	上水	受水槽ポンプ室
	荏原テクノサーブ(株)	50BNGMD3.7A	中水	1階ポンプ室
栄小学校	(株)川本製作所	KF2-50P5.5	上水	受水槽ポンプ室
	(株)川本製作所	KF2-65T5.5	中水	1階雨水濾過 機械室
川柳小学校	(株)川本製作所	KF2-65A5.5	上水	受水槽ポンプ室
	(株)川本製作所	KF2-40R3-2.2	中水	階段下ポンプ室
瀬崎小学校	テラル(株)	SX-65VFC404-2.2W×3	上水	屋外ポンプ室
西町小学校	荏原テクノサーブ(株)	40BNBMD2.2A	上水	1階ポンプ室
	荏原テクノサーブ(株)	50BNBMD2.2A	中水	1階ポンプ室
八幡小学校	テラル(株)	NX-65VFC402-3.7W	上水	受水槽ポンプ室
新栄小学校	(株)川本製作所	KF2-65P3.7	上水	1階ポンプ室
八幡北小学校	テラル(株)	NX-65VFC502-3.7W	上水	1階ポンプ室
松原小学校	テラル(株)	NX-65VFC502-3.7W	上水	受水槽ポンプ室
	テラル(株)	NX-65VFC502-3.7W×3	中水	1階ポンプ室

A棟のみ

1 点検項目

- (1) 運転電流・運転電圧・絶縁抵抗・運転圧力等の測定
- (2) 起動停止圧力の測定
- (3) 圧力タンク封入圧力の調整
- (4) 関連機器部品の機能点検
- (5) ポンプ及び付属品の運転点検
- (6) ポンプ及び付属品の錆・傷・漏れ点検

※ 上記点検は、製造メーカーの点検とし、作業者名記載の報告書を提出すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供しては

ならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。